

受 付 番 号	番
受付年月日	年 月 日

保有死者情報訂正請求書

年 月 日

長浜市長 あて

請求者 住所又は居所
氏 名
電 話 ()

長浜市死者の情報の取扱いに関する条例第35条第1項の規定により、次のとおり保有死者情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有死者情報の開示を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づき開示を受けた保有死者情報	開示決定通知書の日 付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有死者情報の名称等	
訂正を求める保有死者情報の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)	

代理人が当該死者の遺族等に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

代 理 人 の 区 分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 遺族等の委任による代理人 4 その他の代理人 ()
遺 族 等 の 氏 名	
遺 族 等 の 住 所	電話 ()

※下の欄は、記入する必要はありません。

本人等確認欄	種類	1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券 4 戸籍謄本 5 その他 () ※請求書の送付による請求の場合には、加えて請求者の住民票の写し等
備	考	

(注)

- 1 請求の際には、遺族等又は代理人自身であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 2 代理人が遺族等に代わって請求する場合は、1の書類のほか遺族等との関係を証明する書類（戸籍謄本、委任状等。訂正請求の前30日以内に作成されたものに限りまゝ。）を提示し、又は提出してください。
- 3 請求書を送付して訂正請求をする場合には、1及び2の書類に併せて、訂正請求者の住民票の写し等（開示請求の前30日以内に作成されたものに限りまゝ。）を提出してください。
- 4 「開示決定に基づき開示を受けた保有死者情報」の欄について
「開示決定に基づき開示を受けた保有死者情報」の名称を記載してください。なお、本条例により保有死者情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。
 - (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有死者情報（条例第34条第1項第1号）
 - (2) 開示決定に係る保有死者情報であつて、条例第32条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（条例第34条第1項第2号）
- 5 「訂正を求める保有死者情報の内容」の欄について
「開示決定に基づき開示を受けた保有死者情報」の訂正前の内容と訂正を希望する訂正後の内容を記載してください。
- 6 「訂正請求の趣旨及び理由」の欄について
 - (1) 訂正請求の趣旨
どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。
 - (2) 訂正請求の理由
訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。
- 7 訂正請求の期限について
訂正請求は、条例第34条第3項の規定により、保有死者情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。